

委員会規程

制定 2018年8月21日

改正 2020年6月16日

改正 2023年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）支部規約第24条の規定により、本支部に置かれた委員会の効率的な活動を図り、もって幹事の業務執行に資することを目的として定める。

(担当幹事)

第2条 委員会の担当幹事は、幹事会において決定する。担当幹事は、委員会に出席し、委員会の運営及び業務執行について委員長を補佐する。

(委員長)

第3条 担当幹事は委員会の意見を徴し、幹事会は担当幹事の意見を徴した上で委員会の代表として委員長を選任する。

2 委員長は、幹事会に出席し、委員会の報告、協議及び提案等をする事ができる。

3 業務が多岐にわたる場合等、委員長は次条で定める委員に業務を分担させることができる。

(委員)

第4条 委員長は委員を選任し、委員の名簿を総務委員会に提出する。

(委員会業務)

第5条 各委員会は、別表記載の業務を実施する。

(事業計画及び予算)

第6条 委員長は、担当事項に関し、翌年度事業計画及び予算を事務局長が定める日までに、事業計画は事務局長に、予算は財務委員長に提出し、これを12月の幹事会で決定する。

(事業報告及び決算)

第7条 委員長は、毎事業年度終了後、担当事項に関し、事業報告を事務局長が定める日までに提出しなければならない、また、決算については、財務委員長作成の会計報告をチェックしなければならない。事務局長及び財務委員長は、内容検討の上、これを幹事会に報告しなければならない。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

付則

この規程は、2018 年 8 月 21 日より施行する。

この規程の別表は、2020 年 6 月 16 日に改正し、2019 年 9 月 17 日に遡及して施行する。

この規程は、2024 年 1 月 1 日より施行する。

(規程管理責任者：総務委員会委員長)